

# 第3期池田市地域福祉計画

～みんなでつながる地域をめざして～

概要版



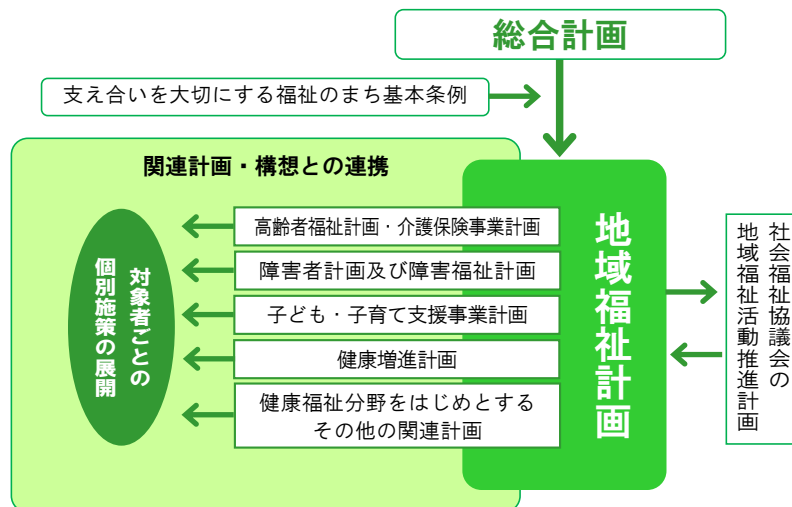
平成29年(2017年)8月

池田市

# 第3期地域福祉計画について

平成23年3月に策定した「第2期池田市地域福祉計画」が最終年度を迎えるにあたり、地域福祉にかかわる取り組みの実施状況や社会経済情勢、住民ニーズなどの変化を踏まえつつ、平成29年度以降の本市における地域福祉推進の基本的方向性を明らかにしていくものとして、平成29年度から平成34年度までの6年間を計画期間とする「第3期池田市地域福祉計画」を策定しました。

## 地域福祉計画の位置づけ



地域福祉って  
な〜に？

私たちが暮らす地域には、障がいの有無や性別、年齢、国籍、生活状況などの異なる様々な人々が暮らしており、その中には何らかの理由で“生きづらさ”を抱えていたり、手助けや支援を必要としている人たちが数多く住んでいます。また、少子高齢化が進み、従来豊かであった家庭や地域の力、人と人とのつながりが徐々に希薄になる中で、地域では、高齢者などの孤立死、子育て家庭の孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、様々な生活上の課題が生じています。



「地域福祉」とは、これらの人たちが抱える生活上の様々な課題を、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、行政、住民、地域の各種団体、ボランティア団体、福祉サービス事業者などが連携し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことをいいます。

複雑・多様化する社会問題や生活課題に対応するためには、公的な制度による福祉サービスと、住民相互の助けあい支えあい活動、ボランティア活動などの様々な取り組みを、支援を必要とする人に応じて組み合わせ、「このまちに住んでよかった、住み続けたい」と実感できる福祉のまちづくりをみんなで力を合わせて進めていく必要があります。

今後の地域福祉の推進にあたって、重点的に取り組んでいくべき課題について整理すると、次のようにまとめることができます。

## **課題1 お互いの顔が見える近隣関係づくり**

災害発生時のことも見据えつつ住民同士の助けあいについての情報発信、啓発などを進めるとともに、地域における集いの場や、趣味や価値観を同じくする人同士など、様々な人が知りあうきっかけを増やし、これらが重なりあうことで、まずは顔の見える関係をより広げていくような取り組みが必要です。

## **課題2 福祉に対する関心の喚起**

多くの人々には現在の地域福祉の取り組み、活動状況が認識されていない様子が見え、かがえることから、様々な媒体を通じた情報発信、啓発活動などにより人々の福祉に対する関心を高めていく必要があります。

## **課題3 新たな担い手の確保**

地域における助けあいや福祉活動などの意義や具体的な活動内容などをより一層周知するとともに、幅広い世代が気軽に参加でき、楽しく活動できるような働きかけを行い、活動参加者のすそ野を広げていくこと、また次代の活動を先導するリーダー的役割の人材を確保・養成していく必要があります。

## **課題4 連携・協働による推進体制づくり**

市内各地区の小地域ネットワーク活動や市内全域を対象とするボランティア活動などを今後推進するにあたって各地区の諸団体との情報共有、相互協力などを一層進めていく必要があります。

## **課題5 情報提供、相談支援体制のさらなる充実**

市や社会福祉協議会の広報紙、パンフレットなどの紙媒体、ホームページ、地域の人々を介したクチコミなどを通じて、情報がより行き届くように努めていく必要があります。また、必要な人が必要な支援につながる相談支援体制の充実に引き続き努めていく必要があります。

## **課題6 地域福祉における今日的な課題への対応**

生活保護に至る前の生活困窮者の増加や、介護保険など現行の公的サービスでは対応できない多様な福祉ニーズへの対応、権利擁護体制の充実などが必要です。

# 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、日頃身の回りで起こる問題に対して、個人や家庭がまず自分たちでやることに取り組み、隣近所や自治会、地区の人々やボランティアなど、住民相互のふれあい支えあいを通じてみんなで協力し、公的な制度による福祉サービスと組み合わせて問題解決を図っていくなど、重層的で多面的な取り組みが必要となります。

この計画では、「ソーシャル・インクルージョン<sup>※</sup>」の考え方に基づき、住民の一人ひとりが地域の一員として、互いに対等な関係で人格を尊重しあうとともに、助けあいの心でつながり、「お互いさま」の気持ちから、あるときは支える側として、またあるときは支えられる側として、福祉の輪をみんなで大きく広げていき、いきいきと安心して暮らしていくことのできるまちづくりをめざします。

<b>基本理念</b>
すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、 いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、 ともに社会参加のできる福祉のまちづくり
<b>めざすべき姿</b>
<b>みんなでつながる地域</b>



<sup>※</sup> ソーシャル・インクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念で、社会的排除に対処するための政策課題の一つとされています。

# 計画の取り組みの方向と施策

## 目標 1 ふれあい・支えあい・学びあいのまちづくり

### 取組 1 福祉に関する意識づくり

行政、住民、サービス事業者がともに福祉に関心を持ち、支えあい助けあいの意識を醸成します。

[新規] は本計画から新たに取り組む施策、[重点] は従来から取り組んでいるものも含めて重点的に力を入れて取り組む施策を意味します。

[新規] 平成29年度から保健福祉総合センターを指定管理するにあたり、センターを地域福祉に関する発信基地と位置づけ、福祉にかかわる様々な情報の収集、発信を行います。

### 取組 2 地域におけるふれあい・支えあいの推進

みんながともに慣れ親しんだまちで暮らし続けるために、地域における多様なふれあいを深め、顔の見える関係づくりを進めていきます。

また、日頃からの顔の見える関係づくりを通じて、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決とともに取り組むような支えあいのまちづくりを進めていきます。



いちごパーティ（満1歳児の誕生会）の様子

[重点] 民生委員児童委員協議会による見守りや声かけ、社会福祉協議会の地区福祉委員会などによる要援護者の見守りや声かけ、サロン活動など、小地域ネットワーク活動を促進します。

[重点] 各分野の専門機関と連携し、住民が抱える課題に応じて適切な相談支援やサービスに結びつけることができるよう努めます。

[重点] 民生委員児童委員協議会や各種相談員、社会福祉協議会などとの連携をより強化し、日常的な訪問、相談支援活動やアンケート、ワークショップ、住民懇談会の開催などを通じて、地域の生活課題や福祉ニーズの把握に努めます。

### 取組 3 NPO・ボランティア活動の推進

公益活動促進協議会や社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携しながら福祉分野を始め、市内で行われている多様なNPO・ボランティア活動に関する周知・広報を進めるとともに、活動参加へのきっかけづくりや気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組み、幅広い住民のボランティア活動への参加を促進していきます。

[新規] 新たなボランティアの発掘や地域の多様な主体によるネットワークの構築、連携に向けて、NPOやボランティア団体などとの連携強化を図ります。

## 取組4 人材育成とネットワークづくり

地域福祉活動の推進にあたって、地域で活動する団体間の「横のつながり」を強め、連携・協力を図っていきます。また、福祉、教育、環境など、様々な分野にわたる生活課題を解決するために、行政各分野の意思疎通を密にし、十分に連携を図った上で、計画・事業の推進に努めていきます。

[重点] おおむね小学校区単位での町会・自治会や地区福祉委員会を始めとする各種団体、民生委員児童委員協議会、地域コミュニティ推進協議会などによる連携強化を図るとともに、団体間の情報交換や各地域における情報発信などへの支援に努めます。

[新規] 住民にとっての身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう促進します。

## 目標2 住み慣れたところで支援が受けられる体制づくり

### 取組1 情報の共有と提供体制の充実

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めていきます。



### 取組2 相談支援体制の充実

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域の諸団体との連携のもとに、市内の各地域における身近な相談支援体制づくりを進めていきます。

[重点] 市役所各窓口における相談支援体制を充実するとともに、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点など、分野ごとの相談体制の充実を図ります。

[重点] 各分野の相談機関のネットワーク化を推進し、対処方法などの情報の集約・整理を進めます。また、より親切でいねいな相談サービスを提供できるよう、研修などを通じて担当職員の資質の向上を図ります。

[重点] コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を始め、分野を問わず相談支援を行うことや、各分野間の相談支援機関による連携を密に行うことにより、分野横断的かつ包括的な相談支援を実現するための方策を検討します。

[重点] 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、当事者団体などが進める相談支援活動を支援するとともに、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、町会・自治会、ボランティア団体などの相互連携を促進し、地域の要援護者を福祉施策・サービス利用へと結びつける仕組みづくりを進めます。

### 取組3 サービス利用の仕組みづくり

利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者自身によるサービスの質の向上への取り組みや、サービス利用に関する利用者の苦情相談を受け付ける仕組みづくり、関係機関による相互の連携を強めていきます。

## 取組4 権利の尊重と擁護

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知、各種後見人による支援に向けた取り組みの推進など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

# 目標3 健康で、安心できる予防重視のまちづくり

## 取組1 分野別施策の推進

障がいの有無や年齢などにかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、各種サービスや相談支援体制の充実など分野別施策の計画的な推進に努めます。

[新規]高齢者が子ども・若者や障がいのある人など多様な人々とともに健康で活動的な生活を送ることができ、必要に応じて生活支援や相談支援などを受けられるような生活拠点の整備について検討を進めます。

[新規]障がいのある人の生活支援、相談支援、緊急時の対応などを総合的に行う地域生活支援拠点の整備を進めます。

[新規]生活保護に至る前の段階にある経済的に困っている人を対象として、相談支援や就労支援、住宅確保給付金の支給など、生活の自立と安定に向けた支援を進めます。

## 取組2 人権尊重のまちづくり

すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見、虐待、暴力などのない豊かな社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進するとともに、相談体制の充実、虐待・暴力の防止や早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携強化、人権擁護・救済方法の充実に努めます。

# 目標4 未来に広げる魅力ある地域づくり

## 取組1 地域資源を生かした魅力あるまちづくり

豊かな自然環境や歴史・伝統文化など、地域における様々な資源を有効に活用し、幅広い市民の多様なふれあいを促進していきます。

## 取組2 福祉の視点に基づくまちづくりの推進

住宅や公共施設などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備を一層推進していきます。また、安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設・車両の改善などについて関係機関に働きかけていきます。



### 取組3 暮らしの安全対策の推進

地域防災計画の推進などを通じて、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めていきます。

また、地域ぐるみで「みんなのまちをみんなで守る」という意識を共有し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。



## 計画の推進に向けて

計画の推進にあたって、各分野のまちづくりを進める上で中心的な役割を担う人々を始め、幅広い年齢層の住民に対して、この計画や社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画の内容に関する普及・広報に努めながら、みんなで考え、みんなで取り組む地域福祉の推進体制づくりを進めていきます。

つきましては、地域福祉計画の周知と住民・団体同士のつながりづくりのため、中学校区単位で説明会及び座談会を下記のとおり開催しますのでご参加ください。

### \*\*\* 地域福祉に関する説明会・座談会 \*\*\*

①池田中学校区	8月22日(火)19:00~20:30	コミュニティセンター 2階大会議室(栄本町9-1)
②石橋中学校区	8月23日(水)19:00~20:30	石橋北会館 1階集会室(石橋2-4-16)
③細郷中学校区	8月31日(木)19:00~20:30	細河コミュニティセンター 多目的ホール(東山町617-1)
④渋谷中学校区	9月4日(月)19:00~20:30	保健福祉総合センター 4階大会議室(城南3-1-40)
⑤北豊島中学校区	9月7日(木)19:00~20:30	脇塚会館 1階集会室(神田2-18-32)

内 容：計画などの説明、地域福祉に関する講演、活動紹介、意見交換（グループワーク）

申込方法：住所、氏名、性別、年齢、所属している福祉系団体があれば団体名をメールもしくはFAX、電話で下記までご連絡ください。

申込締切：8月10日（木）

## 第3期池田市地域福祉計画

～みんなでつながる地域をめざして～

平成29年(2017年)8月

《編集・発行》

池田市 福祉部 高齢・福祉総務課

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号

電話 (072) 754-6123 (直通)

FAX (072) 752-1147

メール fukushi@city.ikeda.osaka.jp